令和４年度　東京都公立大学法人　剰余金の概要及び利益処分（案）について

剰余金の発生要因（合計１０．２億円）

１．自己収入に係るもの
１．２億円
・受託研究等
・その他自己収入

２．標準運営費交付金（効率化係数対象）に係るもの
剰余金なし

３．標準運営費交付金（効率化係数対象外）に係るもの
６．０億円

４．特定運営費交付金に係るもの
３．０億円

経営努力認定対象

認定対象外

認定基準

自己収入等によるものは、地方独法会計基準に基づき経営努力とみなす

認定額
1.2億円

剰余金の発生要因の立証
法人は発生要因を説明し、当該余剰金が本来行うべき業務を行わなかったために生じたものではないことを立証

①業務実績評価の活用
業務実績評価の評定「１」「２」「3」が80%以上ある
→**100%で達成**

②定員充足率
学生収容定員の充足率が、学部で100%、大学院及び高等専門学校で90%以上あること
→**学部108.3%,大学院111.6%**
産技大で121.5%,高専101.0%で達成

認定額
0億円

事業別管理

事業進捗及び剰余金の発生要因の立証
法人は、事業毎に金額と事業の進捗を報告し、計画どおりかつ業務を効率的に行った結果、剰余金が発生したことを立証

積立金へ
事業の中止や計画どおり業務を行わなかったことによる残額は事業別に認定額から控除

認定額
３万円

非認定額
6.0億円

非認定額
３.0億円

利益処分（案）

目的積立金相当額
１．２億円
第四期中期目標期間に繰り越し、法人が中期計画において定めた使途に従い使用可能

積立金相当額
９.０億円
原則として都に返還